

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-1 適用

この章の規定は、サイドスリップ・テスタ、ブレーキ・テスタ、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機、検査用スキャンツールを用いて審査するものに適用する。

9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）

（保安基準第11条第1項、細目告示第13条第3項第1号リ、第91条第3項第1号ル、第169条第1項第1号ル関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備えるかじ取装置は、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。

ただし、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

この場合において、8-13の適用を受ける自動車以外の自動車であって、諸元表等により審査した際に、UN R79-01以降の5.及び6.（UN R79-01にあっては5.1.6.1.を除く。）に適合することが明らかなものは、この基準に適合するものとして取扱うことができる。

対象	・四輪以上の自動車
除外	—

- (2) サイドスリップ・テスタを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）

（保安基準第12条第1項、細目告示第93条第7項、第171条第7項関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、最高速度が80km/h未満であって車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・自動車
除外	—

この場合において、審査時車両状態（定義中、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態に限る。以下9-3において同じ。）における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

- ① 主制動装置（②又は③の自動車のものを除く。）

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

- (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には3.92N/kg以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テスタのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg以上」とみなす。

- (イ) 後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。

- (ウ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

- (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には40%以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テスタのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。

- (イ) 後車輪にかかわる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。
- (ウ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の8%以下であること。
- ② 最高速度が80km/h未満であって車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車の主制動装置
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和を車両総重量で除した値が3.92N/kg以上であること。
この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「3.92N/kg以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和が車両総重量の40%以上であること。
この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「40%以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の8%以下であること。
- ③ 被牽引自動車の主制動装置
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - (ア) 制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には3.92N/kg以上）であること。
この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には40%以上）であること。
この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の8%以下であること。
- ④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
この場合において、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、「1.96N/kg以上」とみなす。
 - (ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合
 - (イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合
 - (a) 主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車
 - (b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
この場合において、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、「20%以上」とみなす。
 - (ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合
 - (イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合

- (a) 主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車
- (b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車
- ⑤ 被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。
- (2) ブレーキ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）

（保安基準第 29 条第 4 項第 6 号、細目告示第 39 条第 3 項第 7 号、第 117 条第 4 項第 7 号、第 195 条第 5 項第 7 号関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に規定する運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分に、フィルム類その他が装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されていることが確認されたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。
- なお、可視光線透過率測定器は、計測する受検車両毎に校正を行うこと。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

9-5 自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第 30 条第 1 項、細目告示第 40 条第 1 項、第 118 条第 1 項、第 196 条第 1 項関係）

次表に掲げる自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、自動車の発する騒音が、自動車に対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないと認められる自動車にあつては、この基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器（排気管等を含む。）であつて、その機能を損なう損傷等のないもの又は指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器以外の消音器（排気管等を含む。）であつて、事務所等において測定したスクリーニング値が自動車に対応するそれぞれの規制値-3dB 以下のものは、対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないものとして取扱うことができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車 ・排気管を有しない自動車 ・排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないもの

[排気騒音規制車]

- (1) 次表の「区分」に掲げる自動車であつて「適用日」以前に製作されたものは、排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の 60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ 20m 離れた地上高さ 1.2m の位置における騒音の大きさをいう。）を dB で表した値が 85dB を超えない構造でなければならない。

区分	適用日
ア 型式指定自動車	昭和 46 年 3 月 31 日（同日以前の型式指定自動車にあつては、同年 12 月 31 日）
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和 50 年 12 月 31 日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和 53 年 12 月 31 日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成元年 3 月 31 日）
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供す	昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成元年 3 月 31 日）

る乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	ては、平成 3 年 3 月 31 日）
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	平成元年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）

[平成 26 年又は平成 28 年騒音規制適用前の自動車の騒音規制]

(2) 平成 26 年又は平成 28 年騒音規制の適用を受けない自動車（(1) に掲げる自動車を除く。）は別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、次表の「区分」により適用される「規制値」を超える騒音を発しない構造でなければならない。

ただし、「適用日」以前に製作された自動車にあっては、「左欄以前の規制値」を超える騒音を発しないものであればよい。

区分	規制値	適用日			左欄以前の規制値	
		国産車		輸入自動車		
		新規生産車	継続生産車他			
ア 大型特殊自動車	110	—	—	—	110	
イ 普通自動車及び小型自動車（エ及びオに掲げる自動車を除く。）	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最高出力 150kW 超 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車	99	H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	107
			H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	
	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最高出力 150kW 以下 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（全輪駆動車を除く。）	98	H12. 9. 30	H13. 8. 31	H13. 8. 31	105
			H13. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	
車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下	97	H12. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	103	
		H11. 9. 30	H12. 8. 31	H13. 3. 31		
ウ 軽自動車（エに掲げる自動車を除く。）	運転者室の前方に原動機を有するもの	97	H11. 9. 30	H12. 8. 31	H13. 3. 31	103
	運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの		H12. 9. 30	H13. 8. 31	H13. 8. 31	
エ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（オに掲げる自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	103
			H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	
			H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
オ 二輪自動車又は側車付二輪自動車	94	H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	99	

[平成 26 年騒音規制車]

(3) 平成 26 年騒音規制の適用を受ける二輪自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が 94dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。

[平成 28 年騒音規制車]

(4) 平成 28 年騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車であって次に掲げるものは、それぞれに定める構造でなければならない。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

① 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったものは、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が

それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分		規制値	
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 94dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値又は記録値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 94dB を超えないもの	99
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 93dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値又は記録値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 93dB を超えないもの	98
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 92dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値又は記録値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 92dB を超えないもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 95dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値又は記録値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 95dB を超えないもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 91dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値又は記録値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 91dB を超えないもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 89dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値又は記録値 +5	
	自動車検査証の備考欄に記載又は記録された近接排気騒音値が 89dB を超えないもの	94	

- ② 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないものは、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分	規制値
自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	自動車検査証備考欄記載値又は記録値
側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	

	+5
--	----

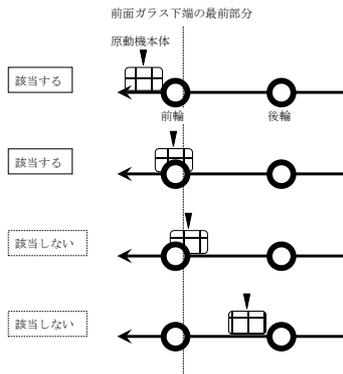
- (5) (2) の表中「運転者室の前方に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端又は後端を通り、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラス下端の最前部を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点より前方にあるものをいう。

この場合、原動機本体とは、原動機にファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「運転者室の前方に原動機を有するもの」の該当判定

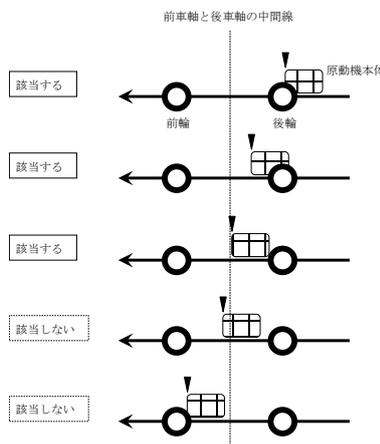


- (6) (2) 及び (4) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度(一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器)

(保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 19 号、第 119 条第 1 項第 10 号、第 197 条第 1 項第 1 号関係)

- (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。)及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①か

ら⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	・ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車
除外	・定格出力が19kW未満又は560kW以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

① ②から⑥までに掲げる自動車以外の自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10.9.30以前	H11.8.31以前	H12.3.31以前	4.5	1200
H10以降	GC, GE, GF, GG, HK以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	1.0	300

② 二輪自動車（小型自動車に限る。）又は側車付二輪自動車（小型自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H11.9.30以前	H12.8.31以前	H13.3.31以前	なし	なし
H11	BC, BD	H11.10.1	H12.9.1	H13.4.1	4.5	7800 (2サイクル) 2000 (4サイクル)
H19	EAL, EBL, ELL,	H19.10.1	H20.9.1	H20.9.1	3.0	1000
H28	2AL, 2BL, 2LL	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	3.0	1000
R2	8AL, 8BL, 8LL	R2.12.1	R4.11.1	R4.11.1	0.5	1000

③ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10.9.30以前	H11.8.31以前	H12.3.31以前	4.5	1200
H10以降	GD, GF以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	2.0	500

④ 大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H19.9.30以前	H20.8.31以前	H20.8.31以前	なし	なし
H19	EAT,	H19.10.1	H20.9.1	H20.9.1	1.0	500

以降	EBT, ELT 以降					
----	-------------------	--	--	--	--	--

⑤ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	7800

⑥ 原動機の構造が特殊であると国土交通大臣が認定した次表に掲げる自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	3300

【対象自動車一覧：乗用自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AS280	ホンダ S500	全車種
2	ホンダ AS285	ホンダ S600	全車種
3	ホンダ AS285C	ホンダ S600 クーペ	全車種
4	ホンダ AS800	ホンダ S800	全車種
5	ホンダ AS800C	ホンダ S800 クーペ	全車種
6	ダイハツ F40K	コンパノ・スパイダー	全車種
7	トヨタ MF10	トヨタ 2000GT	全車種
8	トヨタ RT55	トヨタ 1600GT	全車種
9	マツダ KPDA	キャロル 360	全車種
10	マツダ L10A	コスモ・スポーツ	全車種
11	マツダ L10B	コスモ・スポーツ	全車種
12	マツダ M10A	ファミリア・プレスト・ロータリー	全車種
13	マツダ S102A	サバンナ	全車種
14	マツダ S102AL	サバンナ	全車種
15	マツダ S102W	サバンナ・ワゴン	全車種
16	マツダ S124A	サバンナ GT	全車種
17	マツダ S122A	カペラ・ロータリー	全車種
18	マツダ S122AL	カペラ・ロータリー	全車種
19	マツダ LA22S	ルーチェ・ロータリー	全車種
20	マツダ M13P	ルーチェ・ロータリー・クーペ	全車種
21	ダットサン SR311	フェアレディ 2000 スポーツ	全車種
22	ニッサン PGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
23	ニッサン KPGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
24	ニッサン KPGC110	スカイライン 2000GT-R	全車種
25	ニッサン PS30	フェアレディ Z432	全車種
26	プリンス 54	スカイライン 2000GT-B	類別区分番号が110以外のもの
27	ダットサン P411	ブルーバード・スポーツ・セダン	類別区分番号が010、020、030、060、110、120、130、160、510以外のもの
28	いすゞ PR91	ベレット 1600GTR	類別区分番号が004のもの
29	いすゞ PA90	いすゞ117 クーペ	類別区分番号が006、007

			以外のもの
30	スバル A12	スバル 1000 スポーツ・セダン	類別区分番号が 391 のもの
31	スバル A14	スバル 1100 スポーツ	類別区分番号が 291、491 のもの
32	三菱 A27	ニュー・コルト 1500 スポーツ・セダン	類別区分番号 007、008 のもの
33	三菱 A30	三菱デボネア・スタンダード	車台番号が A30-00001 から A30-12364 までのもの
34	三菱 A52	コルトギャラン	類別区分番号が 005 のもの
35	三菱 A52H	コルトギャラン・ハードトップ	類別区分番号が 005 のもの
36	三菱 A53	コルトギャラン	車台番号が A53-070001 から A53-0703949 まで、A53-3700001 から A53-3701645 までのもの
37	三菱 A53H	コルトギャラン・ハードトップ	車台番号が A53H-0700001 から A53H-0706955 まで、A53H-3700001 から A53H-3701678 までのもの
38	三菱 A53C	コルトギャラン GTO	類別区分番号が 002、003、004、006 のもの
39	三菱 A55C	コルトギャラン GTO	類別区分番号が 003、004、007、008 のもの
40	三菱 A61	コルトギャラン FT0	類別区分番号が 003 のもの
41	三菱 A82	コルト 1100F スーパースポーツ	類別区分番号が 003、004、007、008 のもの

【対象自動車一覧：貨物自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AK250	ホンダ T360	全車種
2	ホンダ AK280	ホンダ T500	全車種
3	ホンダ AL700	ホンダ LA700	全車種
4	ホンダ AP700	ホンダ AP700	全車種
5	マツダ KBDAVD	B360 ライトバン	全車種
6	マツダ KBDA33	B360 トラック	全車種
7	マツダ KBDBV	ポーター（ライトバン）	全車種
8	マツダ KBDB33	ポーター（トラック）	全車種

9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度(オパシメータ又は黒煙測定器)

(保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 20 号、第 119 条第 1 項第 11 号、第 197 条第 1 項第 2 号関係)

- (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のまま急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	軽油を燃料とする自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・軽自動車

	・定格出力が 19kW 未満又は 560kW 以上である原動機を備えた大型特殊自動車
--	--

なお、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

【適用関係の整理】
◇自動車（大型特殊自動車を除く。）であって次に掲げるものは、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値は適用しない。
ただし、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値（規制値に代えてスクリーニング値が記載されている場合にあってはスクリーニング値とする。）を超えないものは、「黒煙汚染度」の規制値を超えないものとみなす。
① 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の型式指定自動車（型式指定番号「15999」以前のもの）、新型届出自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2000」以前のもの）
② 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
③ 平成 20 年 7 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車
④ 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前に初めて新規検査又は予備検査を受けた排出ガス非認証車
⑤ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受ける排出ガス非認証車であって、黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%のもの

① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車) ※2	H19. 9. 1 (排出ガス非認証車に限る。) ※2	H20. 8. 1 (排出ガス非認証車に限る。) ※2	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目が L, F, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

② 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KH 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, F, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

③ 車両総重量が 1.7t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H5	KA	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4,	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0.50	—

	5, 6, 7				
--	---------	--	--	--	--

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

④ 車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の自動車（乗車定員10人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H5.9.30以前	H6.8.31以前	H7.3.31以前	— (2.76) ※1	50
H5	KB	H5.10.1	H6.9.1	H7.4.1	— (1.62) ※1	40
H9	KF	H9.10.1 (MT)	H11.7.1 (MT)	H12.4.1 (MT)	— (0.80) ※1	25
H10以降	KJ以降	H10.10.1 (MT以外)	H11.9.1 (MT以外)	H12.4.1 (MT以外)		
H17	3桁 ※2	H19.9.1 (国産車) H20.8.1 (輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H22	3桁の1桁目がS, T	H22.10.1	H23.9.1	H23.9.1	0.50	—
H30	3桁の1桁目が3, 4, 5, 6, 7	R1.10.1	R3.9.1 ※3	R3.9.1	0.50	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

⑤ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の自動車（乗車定員10人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30以前	H7.8.31以前	H8.3.31以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H9以降	KG以降	H9.10.1	H11.7.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁	H19.9.1 (国産車)	H19.9.1	H20.8.1	0.80	25

	※2	H20. 8. 1 (輸入車)	(排出ガス非認 証車に限る。)	(排出ガス非認 証車に限る。)		
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	R1. 10. 1	R3. 9. 1 ※3	R3. 9. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

⑥ 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の自動車（乗車定員10人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H30. 10. 1	H31. 9. 1	H31. 9. 1	0. 50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑦ 車両総重量が7.5tを超え12t以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の	識別	適用日	規制値
-----	----	-----	-----

呼び	記号	国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑧ 車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H11 以降	KL 以降	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適

用しない。

⑨ 車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0. 50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑩ 車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H11 以降	KL 以降	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0. 50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載若しくは記録されているもの又は自動車検査証に記載若しくは記録されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑪ 定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19.9.30 以前	H20.8.31 以前	H20.8.31 以前	—	なし
H19	ECM, EDM, EMM	H19.10.1	H20.9.1	H20.9.1	— (1.62) ※1	40
H25	XCM, XDM, XMM	H25.10.1	H27.9.1	H27.9.1	— (0.80) ※1	25
H26	YCM, YDM, YMM	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑫ 定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車※1	継続生産車他			
—	—	H20.9.30 以前	H21.8.31 以前	H21.8.31 以前	—	なし
H20	KCN, KDN, KMN	H20.10.1	H21.9.1	H21.9.1	— (1.27) ※1	35
H25	XCN, XDN, XMN	H25.10.1	H26.11.1	H26.11.1	— (0.80) ※1	25
H26	YCN, YDN, YMN	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑬ 定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			

—	—	H20. 9. 30 以前	H22. 8. 31 以前	H22. 8. 31 以前	—	なし
H20	KCP, KDP, KMP	H20. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	— (1. 01) ※1	30
H24	WCP, WDP, WMP	H24. 10. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H26	YCP, YDP, YMP	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑭ 定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H19	ECR, EDR, EMR	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (0. 80) ※1	25
H24	WCR, WDR, WMR	H24. 10. 1	H25. 11. 1	H25. 11. 1		
H26	YCR, YDR, YMR	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑮ 定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H18. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H18	JCS, JDS, JMS	H18. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (0. 80) ※1	25
H23	UCS, UDS, UMS	H23. 10. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1		
H26	YCS, YDS, YMS	H26. 10. 1	H28. 9. 1	H28. 9. 1	0. 50 ※2	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

9-8 前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）

（保安基準第32条第2, 5, 8項、細目告示第42条第2, 3, 6, 8項、第120条第2, 3, 6, 9, 11項、第198条第2, 3, 6, 9, 11項関係）

- (1) 自動車に備える前照灯は、灯光の明るさ等に関し、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 この場合において、(2)に規定する自動車の状態で前照灯を計測したときに、(3)に規定する要件を満たし、かつ、前照灯のレンズ面に、損傷、著しい汚損、緩み、がたがないものは、これらの基準に適合するものとする。

① 走行用前照灯及びすれ違い用前照灯

対象	・ 自動車
除外	・ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ・ 被牽引自動車 ・ 7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車

ア 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

イ 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。

ウ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

エ すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

② 配光可変型前照灯

対象	・ 7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車
除外	・ 側車付二輪自動車 ・ 三輪自動車 ・ 大型特殊自動車 ・ 被牽引自動車

ア 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、夜間に走行用ビームを照射したときに、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

イ 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームを発する際に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。

ウ 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。

エ 配光可変型前照灯のすれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

【適用関係の整理】
 ◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、「100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）」とあるのは「50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものにあつては、15m）」と、「40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局

長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m)」とあるのは「15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。」とそれぞれ読み替えることができる。

◇昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、「最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m)」とあるのは「大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m)」と読み替えることができる。

◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「40m)」とあるのは「30m)」と読み替えることができる。

(2) 自動車の状態は、次の①から⑥までの状態とする。

- ① 直進姿勢
- ② 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- ③ 原動機が作動している状態
- ④ 前照灯試験機の受光部と計測する前照灯（配光可変型前照灯の場合は灯火ユニット）を正対させた状態
- ⑤ 前照灯の計測に影響する灯火器が点灯している場合には、その灯火器の照明部を遮蔽した状態
- ⑥ 配光可変型前照灯を備えた自動車にあつては、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態

(3) 自動車の種類に応じた計測区分及び計測値の判定は次のとおりとする。

① 「走行用前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ・令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車 ・令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された側車付二輪自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・②又は③の計測をする自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

注 1：設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間、「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車」とあるのは「二輪自動車」と、「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された側車付二輪自動車」とあるのは「側車付二輪自動車」とそれぞれ読み替える。

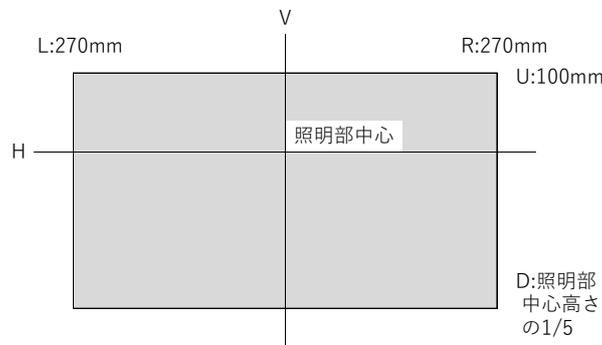
[計測値の判定]

走行用前照灯（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものにあつては主走行用ビーム）を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

自動車の種類	最高光度点の位置	最高光度点における光度
下段以外の自動車	「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内	<ul style="list-style-type: none"> ・すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 15,000cd 以上 ・すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 12,000cd 以上（12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上） ・走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものは、主走行用ビーム 1 灯につき

		12,000cd 以上 (12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上)
<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ・昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された大型特殊自動車 	「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内	1 灯につき 10,000cd 以上

〈参考図〉 判定エリア



② エルボ一点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を備える自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は③の計測をする自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

[計測値の判定]

カットオフラインを有するすれ違い用前照灯又は配光可変型前照灯のすれ違い用ビームを計測したとき、エルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

自動車の種類	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
下段以外の自動車	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.90° [160mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上 (自動計測式前照灯試験機を用いて計測

	<p>に挟まれた範囲内</p> <p>(自動計測式前照灯試験機を用いて計測する場合にあっては、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内にあることでもよい。)</p>	<p>したとき 6,400cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪自動車 ・ 側車付二輪自動車 	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内 ・ カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エルボ一点を有する構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上 ・ (自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上) ・ エルボ一点を有しない構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上 ・ (自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪自動 	<p>カットオフラインの位置は、「すれ違い用前</p>	<p>すれ違い用前照灯の最高光度点における</p>

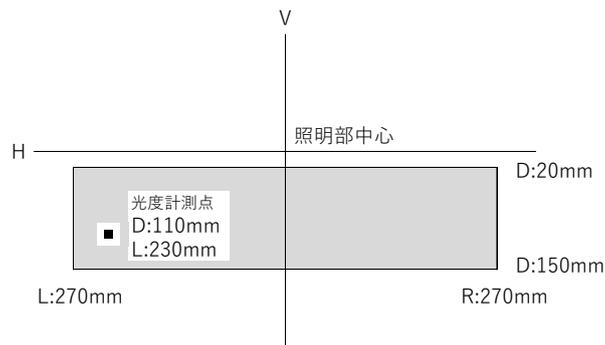
<p>車 ・側車付二輪自動車 (それぞれ設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間に受検するものに限る。)</p>	<p>照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方の範囲内</p>	<p>光度は、1 灯につき 5,000cd 以上 (5,000cd に満たない場合にあっては、走行用前照灯の最高光度点における光度が 1 灯につき 15,000cd 以上)</p>
---	---------------------------------	--

注1：表中の [] 内の数値は、前方 10m の位置における値を示す。

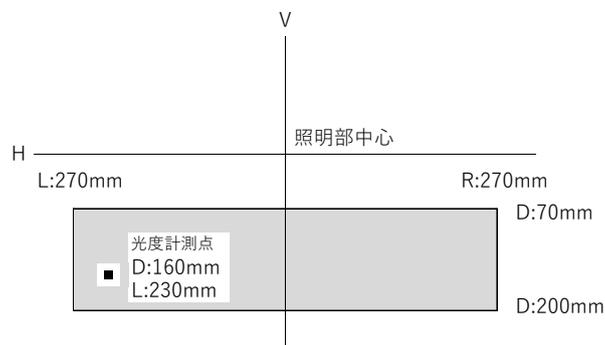
注2：配光可変型前照灯については、「すれ違い用前照灯の照明部」とあるのは「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部」と読み替える。

〈参考図〉判定エリア（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外）

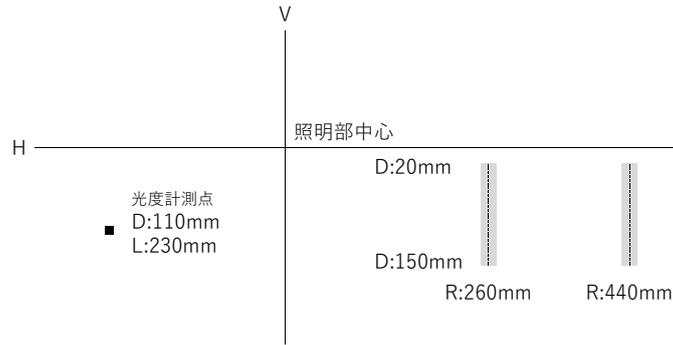
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル以下



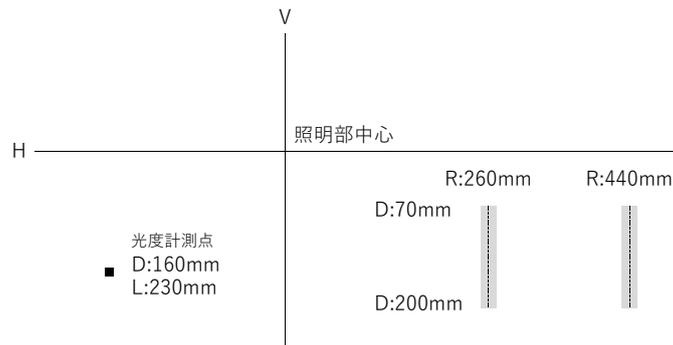
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル超え



カットオフライン判定、照明部中心高さ 1メートル以下

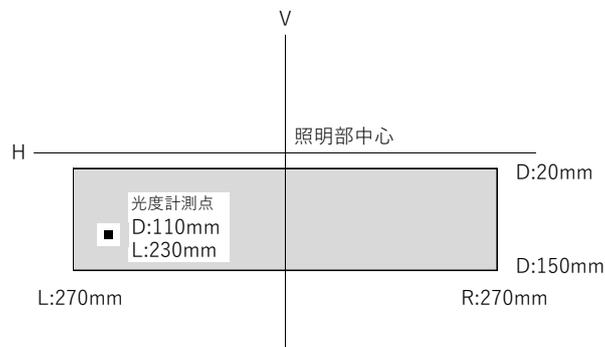


カットオフライン判定、照明部中心高さ 1メートル超え

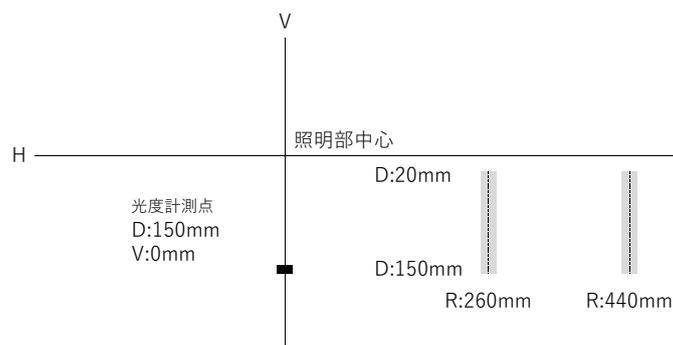


(参考図) 判定エリア (二輪自動車及び側車付二輪自動車)

エルゴ一点判定



カットオフライン判定



③ 最高光度点の位置による「すれ違い用前照灯」の計測

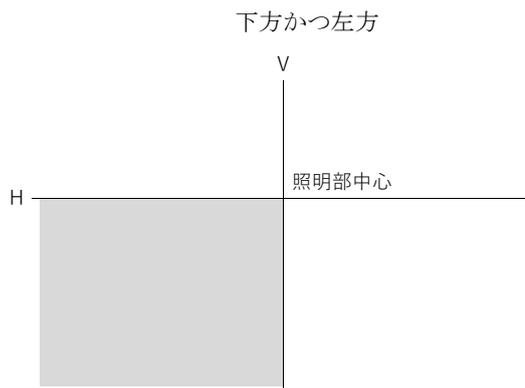
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車 ・指定自動車等以外の自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の計測をする自動車 ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

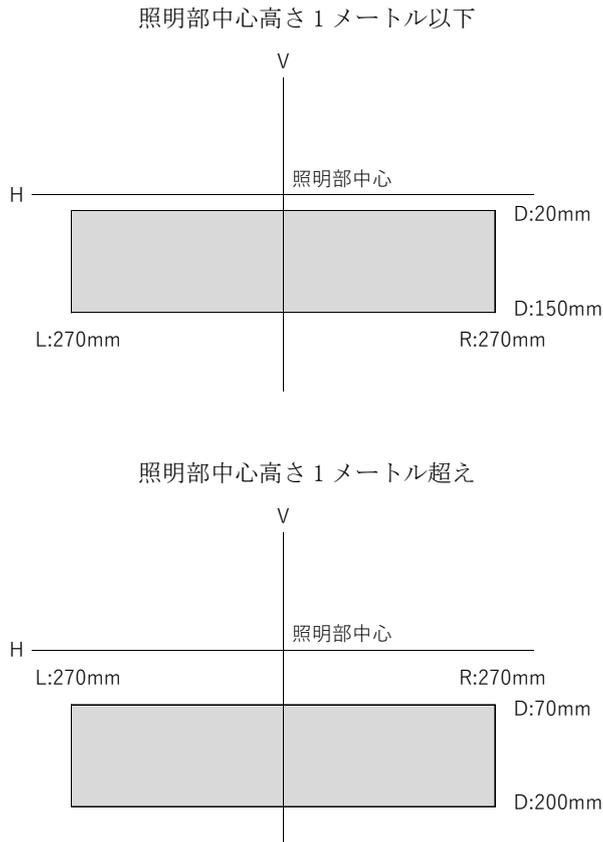
[計測値の判定]

すれ違い用前照灯を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

最高光度点の位置	最高光度点における光度
次のいずれかに該当すること。 ・「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方の範囲内 ・「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内	1 灯につき 6,400cd 以上

〈参考図〉 判定エリア





- (4) 保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-9 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）

- (1) 橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、橙色の灯光の色の規定に適合するものとする。
- (2) 赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは、赤色の灯光の色の規定に適合するものとする。

9-10 警音器の音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 141 条第 2 項から第 4 項まで、第 219 条第 2 項から第 4 項まで関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

- ① 警音器の音の大きさ（2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 87dB 以上（動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、112dB 以下 83dB 以上）であること。

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、警音器の音の大きさ（2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上（軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える警音器にあつては、115dB 以下の適当な大きさ）又は自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上（軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車

に備える警音器にあつては、112dB 以下 83dB 以上) であればよい。
 ◇平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、警音器の音の大きさ (2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和) は、自動車の前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上 (動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、115dB 以下の適当な大きさ) 又は自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上 (動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、112dB 以下 83dB 以上) であればよい。

(2) 音の大きさが (1) ①に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 7m の位置の地上 0.5m から 1.5m の高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ③ 聴感補正回路は A 特性とする。
- ④ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。
 - ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

【適用関係の整理】
 ◇平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、④を「原動機は、停止した状態とする。」と読み替えることができる。

- ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 計測は 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。
 - イ 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も (1) ①に規定する範囲内には有効とする。
 - ウ 2 回の計測値 (エにより補正した場合には、補正後の値) の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2			1		

【適用関係の整理】
 ◇平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次により計測できるものとする。

- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 2m の位置の地上 1m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ③ 聴感補正回路は C 特性とする。
- ④ 原動機は、停止した状態とする。
- ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 計測は 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。
 - イ 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も (1) ①に規定する範囲内には有効とする。
 - ウ 2 回の計測値 (エにより補正した場合には、補正後の値) の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2			1		

9-11 速度計の指度の誤差（速度計試験機）

（保安基準第 46 条第 1 項、細目告示第 148 条第 1 項第 2 号、第 226 条第 1 項第 2 号関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・被牽引自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって、原動機回転計をもって速度計に代えているもの

この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の範囲にないものは、この基準に適合しないものとする。

	最高速度が 40km/h 以上の自動車の計測した速度	最高速度が 40km/h 未満の自動車の計測した速度
自動車	31.0km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲	次式により算出された範囲 $10 (V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・三輪自動車	29.1km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲	次式により算出された範囲 $10 (V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位：km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位：km/h）

【適用関係の整理】

◇平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、表中の「42.5km/h 以下」を「44.4km/h 以下」に、「100/94」を「100/90」に読み替えることができる。

- (2) 速度計試験機を用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-12 サイレンの音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第 49 条第 1 項、細目告示第 75 条第 2 号、第 153 条第 2 号、第 231 条第 2 号関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスト等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。

対象	・緊急自動車
除外	—

- (2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 20m の位置の地上 1m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

ウ 聴感補正回路は C 特性とする。

エ 原動機は、停止した状態とする。

オ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 計測は 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。

(イ) 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も (1) に規定する範囲内には有効とする。

(ウ) 2 回の計測値 ((イ) により補正した場合には、補正後の値) の平均を音の大きさとする。

(エ) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2				1	

9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）

- (かじ取装置：保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 2 項、第 169 条第 1 項第 1 号ワ関係)
- (制動装置関係：保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 11 項、第 171 条第 11 項関係)
- (排出ガス発散防止装置：保安基準第 31 条第 3 項、細目告示第 119 条第 2 項、第 197 条第 2 項関係)
- (車両接近通報装置：保安基準第 43 条の 7、細目告示第 145 条の 3 第 3 項、第 223 条の 3 第 3 項関係)
- (自動運行装置：保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 150 条の 2 第 3 項、第 228 条の 2 関係)

(1) OBD 検査の対象車は次表に掲げる自動車とする。

対象	・ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置を備える自動車
除外	・ 第 6 章適用車（細目告示第一節適用車） ・ 二輪自動車 ・ 側車付二輪自動車 ・ 大型特殊自動車

<p>【適用関係の整理：複数に該当する場合には最も遅い日のものを適用する】 (適用関係告示第 7 条第 12, 13 項、第 9 条第 54, 55 項、第 28 条第 191, 192 項、第 51 条の 3 第 2, 3 項及び第 55 条の 2 第 3, 4 項関係)</p> <p>◇型式指定自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）以外の自動車については、当分の間、適用しない。</p> <p>◇令和 3 年 9 月 30 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車については、当分の間、適用しない。</p> <p>◇令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和 3 年 9 月 30 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と OBD 検査対象装置の性能が同一であるものについては、当分の間、適用しない。</p> <p>◇令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、型式指定を受けた日から起算して 2 年を経過していないものについては、当分の間、適用しない。</p> <p>◇新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して 10 か月を経過していない自動車については、当分の間、適用しない。</p> <p>◇令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日）までの型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）については、令和 6 年 9 月 30 日（輸入自動車にあっては令和 7 年 9 月 30 日）までの間、適用しない。</p>
--

(2) OBD 検査は次の①から⑥までの手順により実施する。

- ① 自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
- ② 照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③ 原動機を始動する。（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態（READY の状態）にする。）
- ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
 なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態（READY の状態））を維持する。
- ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。

- ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。
- (3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> • OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの • 警告灯 (UN R154-02 若しくは UN R154-03 の附則 C5 の 3.5. 及び 3.7. 又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2.5.2. (作動モード 4 に限る。) に定める条件により点灯するものに限る。) を点灯させるための信号が出力されているもの • UN R154-02 又は UN R154-03 の附則 C5 の基準が適用されるものにあつては同附則の 3.3.3. に規定する装置 (レベル 1A に関する装置を除く。) について、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. の基準が適用されるものにあつては IV. 2.6.1.5.2. に規定する監視の全てについて、1 つもレディネスコードが記録されていないもの • 当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの • 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの (細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車を除く。) 	7-59-1 [8-59-1]
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> • 当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの 	①7-13-1-2 (1) [8-13-1 (1)] ②7-15-2 [8-15-2] ③7-16-2 [8-16-2] ④7-20-2 [8-20-2] ⑤7-103-2 [8-103-2] ⑥7-113-2 [8-113-2]

[適合しない規定欄の注釈]

注 1 : [] 内は第 8 章適用車を示す。

注 2 : 「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。

注 3 : ①から⑥までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。

【適用関係の整理】

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「IV. 2.5.2.」とあるのは「III. 6. 又は IV. 2.5.2.」と、「IV. の基準」とあるのは「III. の基準が適用されるものにあつては III. 7. 1. に規定する装置の全てについて、同別添 IV. の基

準」とそれぞれ読み替えることができる。

この場合において、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 28 条第 202 項関係)

◇令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。(適用関係告示第 28 条第 203 項関係)

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車については、「上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの(細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車を除く。)」は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 205 項関係)

(4) OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置は、次の①又は②に掲げる要件を満たすものでなければならない。
この場合において、(2) 及び (3) の審査を実施できるものはこれらの要件を満たすものとして取扱うこととする。

ただし、改造等に伴い当該装置が変更されていることを確認した場合には、変更後の装置がこれらの要件を満たすことを書面等により審査するものとする。

- ① 次に掲げる規定の全てに適合するものであること。
- ア OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードは、ISO 15031-6 又は SAE J 2012 に従って定められたものであること。
 - イ 接続端子と端子配列は、対象の車載装置に用いる通信プロトコルに応じ、ISO 15031-3、ISO 13400-4 又は SAE J 1939-13 に準拠したものであること。
 - ウ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードに係る通信プロトコル及び通信サービスは、当該対象装置毎に DoK-Line 方式、DoCAN 方式又は DoIP 方式を使用し、次に掲げる標準規格のうちいずれかをを用いること。
 - (ア) ISO 9141
 - (イ) ISO 14229
 - (ウ) ISO 14230
 - (エ) ISO 15765
 - (オ) ISO 13400
 - (カ) SAE J 1939
- ② UN R154-02 若しくは UN R154-03-S1 の附則 C5 付録 1 の 6.5.3.1. 及び 6.5.3.2. の規定又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2.6.3. の規定を満たすものであること。

【適用関係の整理】

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「IV. 2.6.3. の規定」とあるのは「III. 7.3. 及び 9. の規定又は同別添 IV. 2.6.3. の規定」と読み替えることができる。

この場合において、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 28 条第 202 項関係)

◇令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03-S1」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。(適用関係告示第 28 条第 203 項関係)

(5) (2) の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき旨の応答がある。

この場合、指示された装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、当該装置については(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車に限る。）

② 安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

OBD 検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合

(6) 法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。

この場合、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。

(7) 次に掲げる場合には、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 4-10 (2) を適用する場合

② 自動車審査高度化施設又は高度化システムに障害等が発生し、本部検査部の長が(2)の方法により実施することが困難であると判断した場合

9-14 車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第 43 条の 10、細目告示第 67 条の 6 第 3 項、細目告示第 145 条第 3 項、第 223 条第 3 項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える車両後退通報装置（音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合に限る。）

は、通報音を発生することにより歩行者に自動車が後退する旨を通報することができるものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、音声信号を用いる車両後退通報装置と音声信号を用いる車両後退通報装置以外の車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方 1m の位置において 92dB 以下でなければならない。

対象	・自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの ・貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ・上記 3 項目の自動車の形状に類する自動車 ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・三輪自動車 ・大型特殊自動車 ・被牽引自動車

(2) 音声信号を用いる車両後退通報装置の音の大きさが 92dB を超えるおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

② マイクロホンは、車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて次に掲げる位置に設置する。

ア 車両中心線上から左右方向 0.15m のいずれかの位置

イ 自動車の後端から当該自動車の後方 1m±0.1m の位置

ウ 地上 0.45m から 1.55m までの高さにおけるいずれかの位置

③ 聴感補正回路は A 特性とする。

④ 指示機構の動特性は「速い動特性 (FAST)」とする。

⑤ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。

ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

- ⑥ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑦ UN R165-00 の 2.1.1. 又は 2.1.4. に定義される車両後退通報装置に加えて備える車両後退通報装置は UN R165-00 の 2.3. の状態で測定するものとする。
- ⑧ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 計測はマイクロホンの位置を変更せずに 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。
 - イ 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も 92dB を超える場合には有効とする。
 - ウ 2 回の計測値（エにより補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			